

契約結果調書

件名	瀬戸市基幹型地域包括支援センター運営		
契約日	令和 8年 4月 1日		
契約期間	令和 8年 4月 1日 から 令和 9年 3月 31日 まで（365日間）		
履行場所	瀬戸市全域		
予定価格	事後公表 29,852,000 円（見積書比較価格 29,852,000 円）		
契約金額	29,852,000 円（うち取引に係る消費税等 非課税）		
受注者	20025945-0 社会福祉法人瀬戸市社会福祉協議会 愛知県瀬戸市川端町1-31		
契約の相手方とした理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当。（詳細は、別紙のとおり）		
契約区分	総価契約（単年総価契約）	分類業務区分	その他委託
契約方法	随意契約2号該当（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）		
業種	その他の業務委託等		
担当課	高齢者福祉課		
契約内容	地域型センターに係る事項（全体調整、業務の円滑な実施支援、緊急及び処遇困難ケースへの対応、地域ケア会議の運営）の他、介護予防・日常生活支援総合事業の実施支援、認知症総合支援事業、医療と介護の連携、権利擁護業務の支援及び普及啓発、資質向上及び研修等の実施、相談支援、施策への提案、協力を実施する。		
備考			

当初受付番号 8-000128

契約番号 8-080309-0

【業者選定理由】

本市では、第9期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画～やすらぎプラン2024～（令和6年度～令和8年度）において、地域包括支援センターの運営は、基本目標4「つながり支えあい、尊厳を持って暮らせる地域社会の実現」に位置付けられています。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されているもので、これまでも行政と連携しながら、高齢者や障害者のためのさまざまなサービスの拠点としての中心的役割を果たしてきています。

また、瀬戸市社会福祉協議会は平成18年の介護保険法改正より地域型の地域包括支援センターを運営してきたため、地域包括支援センターの業務内容を熟知しており、多くの経験と高い知識を持ち合わせた保健師等、社会福祉士及び主任介護支援専門員の3専門職種を配置することができます。

以上のことより、瀬戸市社会福祉協議会は委託先としての要件を備えており、他の法人等では、委託目的が果たせないと判断されるものです。